

障害者支援センター「よつばの里」工賃支払いに関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人共生が運営する就労継続支援B型事業所の障害者支援センター「よつばの里」（以下、「事業所」という。）が障害者総合支援法基準省令第201条第1項に基づき利用者に対して支払う工賃について、その基準を定めるものとする。

（事業所の責務）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

2 事業所は、年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払った工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（工賃支払いの原則）

第3条 工賃は、事業所が生産活動等により得た収入から生産活動等に係る必要経費を控除した額を財源として、作業に従事した利用者に対して支払うものとする。

2 工賃の支給に係る一日の所定作業時間は、原則午前9時30分から午後4時までとし、利用者が個別支援計画に基づき行った作業の種類及び従事時間に応じて、時間単位で工賃を支払うものとする。

ただし、作業の種類及び利用者の就労状況等により1時間に満たない従事時間がある場合は、30分単位で工賃を支払うことができるものとする。

また、一ヶ月の工賃合計額に千円未満の端数が生じた場合、千円に切り上げる。

（工賃の種類及び金額）

第4条 工賃の種類及び金額は、次のとおりとする。

（1）基本工賃

日額とし、別表作業手当基準表の通りとし、利用者の出勤日数又は就業時間により算定して毎月支給する。

（2）事業所外作業手当

事業所外で作業した利用者に事業所が決定した単価に回数を乗じ又は就業時間により基本工賃と共に毎月支給する。

（3）賞 与

利用者に年2回（7月と12月）に支給する。金額は、利用者の作業評価等に基づいて管理者が決定する。

（4）期末手当

（1）から（3）までを支給して、さらに余剰金がある場合に年度末に支給する。支給額は管理者が決定する。

2 支給時に在籍していない利用者には、基本工賃と事業所外作業手当は、出勤日数及び就業時間数に応じて支給する。賞与と期末手当は、支給しない。

3 前項に関わらず、就労継続支援事業の経営状況により、賞与、期末手当は支給しない場合がある。

（支給方法）

第5条 工賃の支給方法は、直接利用者に対し現金で全額を支払い、本人に工賃支払いの明細を交

付し、受領の確認を受けるものとする。ただし、本人が確認できない場合は、家族又は成年後見人等の代理人（以下「代理人」という。）が受領の確認をすることができる。

- 2 前項に関わらず、本人または代理人が希望する場合は、本人名義の金融機関口座に振込むことができるものとし、振込書をもって受領書に代えることができるものとする。
- 3 前項の振込みを希望する利用者は、所定の振込依頼書を提出する。
- 4 受領書又は振込書は、工賃支給台帳と共に5年間保存する。

（計算期間及び支給日）

第6条 工賃の計算期間及び支給日は、次の通りとする。

（1）基本工賃

計算期間は、1日から末日までとし、支給日は翌月10日とする。

（2）事業所外作業手当

計算期間は、1日から末日までとし、支給日は翌月10日とする。

（3）賞与

7月賞与の計算期間は、4月1日から7月31日までとし、支給日は9月20日とする。

12月賞与の計算期間は、8月1日から11月30日までとし、支給日は1月20日とする。

（4）期末手当

計算期間は、12月1日から3月31日とし、支給日は決算承認後で理事長が定める日とする。

- 2 支給日が事業所の休業日である場合は、前営業日とする。

（作業評価）

第7条 賞与の金額を決定及び変更する場合は、利用者の作業評価に基づき行う。

- 2 作業評価は、別紙作業評価票に基づき、利用者の作業担当による一次評価と事業所の主任による二次評価を行い、担当者会議及びケース会議を経て管理者が個々に金額を決定する。

（帳簿）

第8条 工賃の支払い状況及び支給額の決定状況を明確にするために次の帳簿を備えるものとし、5年間保存する。

（1）作業記録表（様式1）

（2）工賃支払計算書（様式2）

（3）作業評価票（様式3）

（4）作業評価一覧表（様式4）

（5）年間の平均工賃及び目標工賃通知書（様式5）

（その他）

第9条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は理事長が事業所の管理者と協議のうえ、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年5月29日一部改正、令和6年4月1日に遡及して施行する。

附 則 この規程は、令和6年10月16日一部改正、令和6年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年1月30日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年10月16日一部改正、令和7年9月1日から遡及して施行する。

別 表

作業手当基準表

就労継続支援B型

基本工賃／日	事業所外工賃／日				
事業所内作業	事業所外作業	喫茶事業	販売事業	畑作業	その他
200円	300円	500円	200円	300円	200円

様式5 (年間の平均工賃及び目標工賃通知書)

年 月 日

御利用者

○ ○ ○ ○ 様

社会福祉法人共生

障害者支援センター「よつばの里」

管理者 ○ ○ ○ ○

障害者支援センター「よつばの里」の平均工賃のお知らせ

日ごろから障害者支援センター「よつばの里」を御利用いただきありがとうございます。当事業所の昨年度における平均工賃の実績及び本年度の平均工賃の目標について、下記のとおりお知らせいたします。

記

令和○年度の平均工賃の実績	○○○○円／月
令和○年度の平均工賃の目標	○○○○円／月

(注) 記載の額は、御利用者全体の平均額ですので、一人ひとりの工賃の額は、御利用日数や従事した作業の種類により増減し異なることとなります。